

---

# 日立市地域防災計画

---

( 地震災害対策計画編 )

日立市防災会議

# 日立市地域防災計画 (地震災害対策計画編)

## 目 次

### 第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的	1
第 2 節 防災機関の業務大綱及び市民・事業者のとるべき措置	2
第 1 日立市	2
第 2 茨城県	3
第 3 指定地方行政機関	3
第 4 自衛隊	7
第 5 指定公共機関	7
第 6 指定地方公共機関	9
第 7 公共的団体その他防災上重要な施設管理者	10
第 8 市民・事業者のとるべき措置	12
第 9 複合災害対策	12
第 3 節 東日本大震災による被害状況	13
第 1 地震・津波	13
第 4 節 地域としての災害危険性	16
第 1 地震想定	16

### 第 2 章 災害予防計画

第 1 節 震災対策に携わる組織整備	17
第 1 防災対策に携わる組織の整備	17
第 2 相互応援体制の整備	19
第 3 防災組織等活動体制の整備	21
第 2 節 情報通信ネットワーク整備	26
第 1 災害情報通信設備の整備	26
第 2 防災情報ネットワークの運用	27
第 3 情報通信網の整備	29
第 3 節 都市防災計画	30
第 1 防災空間の整備	30
第 2 市街地の整備	31
第 3 避難施設の整備	31
第 4 建築物の耐震対策	36
第 5 建築物の不燃化の促進	38
第 6 ブロック塀等転倒防止及び落下物等対策の推進	39

第 7	地震火災の防止	40
<b>第 4 節</b>	<b>防災重要施設の耐震化</b>	43
第 1	道路等及び交通施設の安全化	43
第 2	ライフライン等の耐震対策	44
第 3	高圧ガス施設及び危険物施設の予防対策	47
第 4	消防設備等の整備	49
<b>第 5 節</b>	<b>地盤災害防止対策の推進</b>	51
第 1	造成地の災害防止	51
第 2	液状化対策	52
第 3	地盤沈下の防止等	53
<b>第 6 節</b>	<b>緊急輸送体制の整備</b>	54
第 1	陸上輸送体制の整備	54
第 2	航空輸送体制の整備	56
第 3	海上輸送体制の整備	57
<b>第 7 節</b>	<b>救援救護体制の整備</b>	58
第 1	給水体制の整備	58
第 2	救急・救助体制の整備	60
第 3	応急医療体制の整備	61
第 4	災害廃棄物処理体制の整備	62
第 5	し尿処理体制の整備	63
第 6	「住」環境の整備	64
第 7	食糧・生活必需品供給体制の整備	65
<b>第 8 節</b>	<b>要配慮者及び観光客等の安全確保対策</b>	67
第 1	基本的な考え方	67
第 2	福祉のまちづくり	68
第 3	社会福祉施設等における対策	69
第 4	在宅要配慮者の救護体制の整備	70
第 5	外国人及び市外からの来訪者への防災対策	71
第 6	避難対策	72
<b>第 9 節</b>	<b>燃料不足への備え</b>	75
第 1	燃料の調達、供給体制の整備	75
第 2	重要施設・災害応急対策車両等の指定	75
第 3	災害応急対策車両専用・優先給油所の指定等	76
<b>第 10 節</b>	<b>防災教育・訓練</b>	77
第 1	防災教育の充実	77
第 2	防災訓練の充実	82
<b>第 11 節</b>	<b>り災証明書発行体制の整備</b>	84

第 1	り災証明書発行体制の整備	84
<b>第 3 章 災害応急対策計画</b>		
<b>第 1 節</b>	<b>災害応急活動体制</b>	85
第 1	初動体制	85
第 2	災害対策本部	87
第 3	職員の動員・配備	93
第 4	市民向け緊急声明の発表	97
<b>第 2 節</b>	<b>情報収集伝達計画</b>	99
第 1	災害情報の通信連絡系統	99
第 2	地震に関する情報・気象情報	103
第 3	被害情報及び防災情報の収集・伝達	109
第 4	関連情報の収集・伝達	119
<b>第 3 節</b>	<b>災害情報の広報</b>	121
第 1	災害時広報体制の確立	121
第 2	広報活動用資機材及び要員の確保	127
第 3	市による広報活動の実施要領	128
第 4	報道機関への発表・協力要請	129
<b>第 4 節</b>	<b>自衛隊の災害派遣要請計画</b>	131
第 1	災害派遣要請	131
第 2	災害派遣の要請先	131
第 3	災害派遣要請の手続	131
第 4	災害派遣の活動範囲	132
第 5	自衛隊との連絡	133
第 6	災害派遣部隊の受入体制及び撤収要請	133
第 7	経費負担区分	134
<b>第 5 節</b>	<b>広域応援要請計画</b>	135
第 1	応援要請の実施	135
第 2	応援受入体制の確保	137
第 3	消防機関の応援要請・受入体制の確保	138
第 4	他市町村被災時の応援	139
<b>第 6 節</b>	<b>警備体制</b>	140
第 1	震災警備体制	140
<b>第 7 節</b>	<b>避難計画</b>	141
第 1	避難指示を行う実施責任者	141
第 2	避難指示	142
第 3	避難の誘導等	144

第 4	指定避難所の開設	147
<b>第 8 節</b>	<b>緊急輸送体制</b>	153
第 1	緊急輸送の優先順位	153
第 2	緊急輸送道路等の確保	154
第 3	輸送車両等の確保	155
第 4	交通規制計画	160
<b>第 9 節</b>	<b>消防・救助救急・水防活動</b>	163
第 1	消防活動	163
第 2	救助・救急活動	167
第 3	水防活動	169
第 4	海上災害対策活動	169
<b>第 10 節</b>	<b>応急医療計画</b>	170
第 1	情報の収集・提供	170
第 2	医療救護活動	170
第 3	後方医療活動	174
第 4	重症者等の搬送体制の確立	175
第 5	人工透析の供給等	176
第 6	医薬品・資機材等の確保	177
第 7	平常時医療救護体制への移行	178
<b>第 11 節</b>	<b>燃料対策</b>	180
第 1	連絡体制の確保と情報の収集	180
第 2	災害応急対策車両への燃料の供給	180
第 3	燃料の確保等	181
<b>第 12 節</b>	<b>危険物等災害防止対策</b>	182
第 1	危険物等流出対策	182
第 2	石油類等危険物保管施設の応急措置	183
第 3	高圧ガス取扱施設の応急措置	184
第 4	毒劇物取扱施設の応急措置	185
<b>第 13 節</b>	<b>避難生活の健康管理</b>	186
第 1	健康管理	186
<b>第 14 節</b>	<b>ボランティア活動支援計画</b>	188
第 1	市及び市社会福祉協議会の役割	190
第 2	ボランティアの活動内容等	190
<b>第 15 節</b>	<b>被災者救援計画</b>	193
第 1	ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供	190
第 2	食糧の供給	195
第 3	生活必需品等の供給	200

第 4	応急給水の実施	204
第 5	義援物資対策	209
<b>第 16 節</b>	<b>要配慮者等対策</b>	210
第 1	基本方針	210
第 2	高齢者対策	212
第 3	障害者対策	213
第 4	乳幼児対策	221
第 5	その他要配慮者対策	224
第 6	帰宅困難者対策	227
第 7	愛玩動物の保護対策	229
<b>第 17 節</b>	<b>応急教育計画</b>	230
第 1	応急教育の基本方針	230
第 2	災害発生初期の緊急措置	233
第 3	第一期応急教育の実施	235
第 4	第二期応急教育の実施	239
第 5	文化財の保護	240
<b>第 18 節</b>	<b>災害救助法の適用</b>	241
第 1	災害救助法の適用基準	241
第 2	滅失（り災）世帯の算定	241
第 3	災害救助法の適用手続	242
第 4	災害救助法による救助の実施	242
第 5	救助業務の実施者	243
<b>第 19 節</b>	<b>建築物の応急復旧計画</b>	244
第 1	基本方針	244
第 2	建築物の震災後対策	247
第 3	被災建物の補修・解体	250
第 4	仮設住宅の建設等	254
<b>第 20 節</b>	<b>生活関連施設等の応急復旧計画</b>	259
第 1	道路・橋梁の応急復旧	259
第 2	港湾・漁港の応急復旧	260
第 3	鉄道施設の応急復旧	261
第 4	河川・砂防・治山・農業施設の応急復旧	265
第 5	電力施設の応急復旧	266
第 6	通信施設の応急復旧	269
第 7	ガス施設の応急復旧	272
第 8	水道施設の応急復旧	274
第 9	下水道施設の応急復旧	275

第 10	その他公共施設等の応急復旧	276
<b>第 21 節</b>	<b>清掃・汚染防止計画</b>	278
第 1	ごみの処理	278
第 2	し尿の処理	282
第 3	がれき等の処理	285
第 4	災害時の環境保全対策	289
<b>第 22 節</b>	<b>防疫活動計画</b>	293
第 1	防疫	293
第 2	保健	296
<b>第 23 節</b>	<b>遺体の捜索・収容・埋葬</b>	298
第 1	実施機関及び実施時期	298
第 2	実施内容	299
<b>第 4 章</b>	<b>災害復旧・復興計画</b>	
<b>第 1 節</b>	<b>市民生活安定のための緊急措置</b>	303
第 1	被災者の生活確保	303
第 2	中小企業復旧資金	313
第 3	農林漁業復旧資金	314
第 4	義援金品の受入・配分	316
<b>第 2 節</b>	<b>住宅建設の促進</b>	318
第 1	建設計画の作成	318
第 2	事業の実施	318
第 3	入居者の選定	318
<b>第 3 節</b>	<b>被災者生活再建支援法の適用</b>	319
第 1	被害状況の把握及び被災世帯の認定	319
第 2	被災者生活再建支援法の適用基準等	319
第 3	支援金支給等	320
<b>第 4 節</b>	<b>公共施設の災害復旧</b>	322
第 1	公共施設の災害復旧事業	322
第 2	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	322
第 3	解体、がれき処理	324
<b>第 5 節</b>	<b>激甚災害の指定</b>	325
第 1	激甚災害指定の手続	325
第 2	激甚災害に関する被害状況等の報告	326
第 3	激甚災害指定の基準	326
第 4	特別財政援助額の交付手続	326
<b>第 6 節</b>	<b>復興計画の作成</b>	328

第 1	事前復興対策の実施	.....	328
第 2	震災復興対策本部の設置	.....	328
第 3	震災復興方針・計画の策定	.....	328
第 4	震災復興事業の実施	.....	329